

【 議 事 5 】

下関市地域公共交通協議会報酬及び費用弁償規程（案）について

## 下関市地域公共交通協議会報酬及び費用弁償規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、下関市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第10条の規定に基づき、第3条に規定する委員（以下「委員」という。）及び第6条第7項に規定する委員以外の者の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

（報酬及び費用弁償）

第2条 委員が下関市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）に出席したときは、報酬及び費用弁償を受け取ることができる。ただし、次に掲げる委員については、この限りでない。

- (1) 国、県、市の行政機関の常勤職員
- (2) 公共交通事業者及びその組織する団体並びに交通管理者からの選出委員
- (3) 前2号に定めるもののほか、申し出のあった委員

2 委員の報酬及び費用弁償の額並びに支払方法等は、専門委員及び附属機関を組織する委員等の報酬額に関する規則（平成17年下関市規則第30号）の例による。

3 委員以外の者の出席を求めた場合は、前2項の規定を準用する。

（その他）

第3条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年 月 日から施行する。